

農業ひろさきは、
弘前市農業委員会の
ホームページからも
ご覧いただけます。

弘前市農業委員会

で 検索 

農業ひろさき

2014年10月1日 (第104号)
(平成26年10月1日)

編集と発行
弘前市農業委員会
〒036-8551
弘前市大字上白銀町1-1
☎(0172) 40-7104

第31回中弘地区農業委員大会開催 4議案を可決

9月2日、中弘地区農業委員会連絡協議会（会長：下山勇一弘前市農業委員会会長）の第31回中弘地区農業委員大会が市内ホテルで開催され、提案された4つの議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



可決した下記の4つの議案の実現に向けて、連絡協議会では関係機関に働きかけていきます。

①消費税に係る課税売上高の引き上げに関する要望

農業者については、消費税免税事業者の適用範囲を課税売上高「1千万円以下」から「3千万円以下」に引き上げること。

②農業委員会制度・組織改革への慎重な対応を求める要望

農業委員会制度の改革は、現場の実態を踏まえて慎重に検討すること。

③農耕作業用自動車への指定に関する要望

農作業を利用する乗用運搬車の税率を農耕作業用のものと同一にすること。

④農業政策の充実に関する要望

経営所得安定対策の対象品目を拡充すること。また、経営育成支援事業の制度存続と、汎用性の高い機械導入に係る要件を緩和すること。

地域農業者と農業委員会との意見交換会開催

市農業委員会は、「地域農業者と農業委員会との意見交換会」を8月22日に船沢地区で、8月29日に石川地区で開催し、地区的農業団体代表や農業委員らが、地域農業の振興に向けて自由に意見を交わしました。

船沢地区では18人、石川地区では21人が参加。後継者不足や農地集積の悩みなど、様々な話題が出ました。当日出された意見は、地域農業者からの生の声として、今後の農業委員会活動に役立てていきます。



意見交換の様子
船沢地区(写真右)

意見交換の様子
石川地区(写真左)

第16回 米・食味分析鑑定コンクール:国際大会 ～出品参加者の募集～

田舎館村において、米産地の生き残りと県産米のPR、さらに、米・食味向上への意識啓発を図ることを目的として、11月23日(日)～24日(祝・月)に米・食味分析鑑定コンクールの国際大会が開催されます。皆様の参加をお待ちしております。

◆審査部門 小学校部門、国際総合部門、都道府県代表お米選手権、栽培部門、全国農業高校お米甲子園・プレゼンテーション部門

◆審査対象米 平成26年産うるち米を玄米にて2キログラム

◆出品対象者 全国の小学校、国内出品者、海外出品者、農業高校

◆出品受付期間 10月1日(水)～11月7日(金)

※複数出品、複数回の出品可能。出品料金が3千円から4千円かかります。

■問い合わせ先 田舎館村役場産業課

☎58-2111



全国生活研究グループ連絡協議会全国会議 ～青森大会～

8月25日・26日、弘前市内で活動している弘前地区生活改善グループ連絡協議会（会長：清野優美子氏）が所属する全国生活研究グループ連絡協議会の全国会議



歓迎セレモニーの様子

が初めて青森県で開催。現地研修「城下町弘前でんご丸ごと体験コース」に参加した全国各地のグループ員45名が市内を視察しました。

カップル8組誕生! 弘前市青年交流会 ～夏の出会いはBBQ!!!～

独身農業後継者で組織する弘前市青年交流会実行委員会(藤田善明実行委員長)は、農業男性と女性との出会いの場を提供する「弘前市青年交流会～夏の出会いはBBQ!!!～」を開催しました。

今回も冬に引き続き、小規模の交流会を2回開催。

8月17日に市内百沢にある「弥生いこいの広場」にて開催された第一弾のイベントには、男性10人、女性8人が参加し、一緒に動物園見学を楽しんだ後、バーベキューを囲みながら交流しました。

8月30日に開催された第二弾のイベントには、男性13人、女性10人が参加し、市内十面沢にある「森の中の果樹園」で、採れたての桃やぶどう、梨などを味わった後、市内水木在家の「星と森のロマンティア」に移動し、バーベキューを楽しみ交流を深めました。

最後に行われたカップリングでは、第一弾で3組、第二弾で5組のカップルが誕生し、今後の進展が期待されます。

りんご園防風網張替事業について

市では、気象災害からの恒常的な防護策として、防風網の張替に要する経費に対し補助します。

- ◆対象者 果樹共済に加入している農家
(または加入を確約する農家)
市税等を滞納していない農家
- ◆補助対象経費 防風網の張替経費
- ◆補助額 1haあたり上限2,000円
- 問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所新館6階)

☎ 40-7105



バーベキューの様子(百沢)
(写真右)



果樹園で交流を深める
参加者たち(十面沢)
(写真左)



すてきな出会いサポートします!

詳しくは農業委員会まで

移住応援・子育て応援企業認定制度が始まりました

市では、最重要課題である人口減少の影響を緩和するため、移住応援企業、子育て応援企業の認定制度を創設しました。

各制度の認定基準を満たし、認定を受けた企業や農業法人等は、市のホームページで企業名やその取り組み事例が紹介されるなど、自社の活動をPRすることができます。また、認定を受けると、企業及び従業員に対して協力金融機関であるみちのく銀行が行う低利融資制度などに申込むことができます。

制度の内容など詳しくは、市ホームページをご覧いただくか、各担当にお問い合わせください。

- ◆移住応援企業認定制度 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/gyosei/seido/iju_kigyo/index.html
- ◆子育て応援企業認定制度 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/gyosei/seido/kosodate_kigyo/index.html

■問い合わせ・申請先

- ・移住応援企業認定制度:行政経営課人口問題プロジェクト担当
(市役所本館3階) ☎ 35-1123
- ・子育て応援企業認定制度:子育て支援課子育て戦略担当
(市役所本館1階) ☎ 40-7038
- ・優遇措置:みちのく銀行営業戦略部

☎ 017-774-1118

りんごの鳥害に対する防止対策について

これからりんごの収穫時期を迎ますが、野鳥による食害の防止・軽減を図るための対策を紹介しますのでご活用ください。

(1)食害を与える鳥の種類

- ・留鳥 (年間を通して同じ場所に生息し、季節による移動をしない鳥)
 - カラス(ハシブトガラス・ハシボソガラス)、ヒヨドリ、ムクドリ、ヒガラ、シジュウカラなど
- ・渡り鳥 →アトリ、ツグミなど

※特定には至っていませんが、生産者や専門家からは以上の種類ではないかとの声が寄せられています。

(2)対策

【物理的な飛来対策】

◆糸やテグスによる対策

鳥が嫌う、ミシン糸やテグスを枝に張る。カラスの場合には1m程度以下の間隔で張り巡らすと効果があるようです。



【追い払い道具を使用しての対策】

◆反射材、防鳥テープによる対策

C Dや鏡、防鳥テープなど、太陽光を反射する素材を枝にくくりつける。

◆忌避剤による対策

鳥が嫌う臭いを発するロープ等の忌避剤を設置する。

◆バードガードによる対策

鳥が嫌う鳴き声を発するバードガードを設置する。

なお、バードガードは対応しない鳥種がいるので、注意してください。

※これらは一時的には効果がありますが、日数の経過とともに慣れてしまい、効果がなくなる場合があります。道具の種類や設置場所、組み合わせを頻繁に変えるなど、常に野鳥に「ここは変だぞ」と思わせる工夫が大切です。

【園地対策】

野鳥は落果実にも集まつてるので早めに除去する。

■問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所新館6階)

☎ 40-7105

市単独補助事業について

りんご課では今年度、下表の補助事業を実施しております。事業の活用をお考えの方は、問い合わせ先へご連絡ください。

事業名	事業内容	主な採択基準	補助対象経費	補助率
農産物・加工品販売パッケージ等製作支援事業	農家が自ら生産した農産物や加工品を直売所等で販売するための、ラベルや包装容器等の製作費に対して補助する。	消費者にアピールするためのオリジナルのラベルや包装容器等を、新たに製作することの費用であること。	ラベルや包装容器等の製作費（デザイン料を含む）	1／2以内（上限10万円）
りんご農家等直売活動支援事業	2戸以上のりんご農家等で組織する団体が、自ら生産したりんごをはじめとした果実等（その加工品を含む）を、臨時販売所やスーパー等で自ら販売するための経費に対して補助する。	2戸以上のりんご農家等で組織する団体が、自ら販売するための経費であること。ただし、既存の販路となっている店舗のみでの販売や加工品のみの販売は除く。	直売に要する経費（旅費、消耗品費、土地や店舗等の使用料・賃借料等）	1／2以内（上限15万円）

使用残農薬の処分について

製品容器内に残った農薬、農薬散布後に余った希釈薬液、散布器具等の洗浄液の処分については、事故や環境への影響を防止するため、適切に処分してください。

【※農薬工業会「使用残農薬の管理と処分に関するガイドライン（平成25年2月改訂）」より一部抜粋し引用】

◆基本的な考え方

- 農薬は計画的に購入し、余らせて廃棄することのないようにすべてを使いきる。
- 余った希釈薬液は他の容器に移し替えず、散布むらの調整に利用するなどして必ず使いきる。
- 散布器具等の洗浄液は、ほ場内で処理する。

◆禁止事項

- 農薬は誤用、誤飲、誤食などを避けるため他の容器に移しかえない。
- 使用後に余った農薬及び使用済み容器に付着した農薬は河川、湖沼、用水路、下水等の水系に廃棄しない。

◆処理方法

- 容器の処分を廃棄物処理業者に依頼する際、容器内に農薬が残っている場合は、必ず廃棄物処理業者に知らせる。
- 散布器具の洗浄液は、環境や後作に影響を与えないよう配慮して、ほ場内の農作物の植え付けされていない土壤に撒く。
- 河川、湖沼、用水路、下水、地下水等の水系に流れ込まないよう、最大限の注意を払う。

■問い合わせ先 農業政策課計画推進係（市役所新館4階）

☎ 40-7102

環境管理課環境保全係（市役所新館2階）

☎ 40-7035

～平成26年1月から～

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました！

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月から、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます。）について必要となりました。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されていますので、ご覧ください。

○帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書等の書類を保存する必要があります。

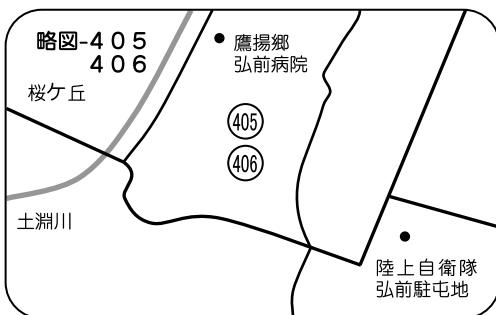
【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿	7年
	業務に関し作成した上記以外の帳簿	5年
書類	決算に関し作成した棚卸表その他書類	5年
	業務に関し作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書等の書類	

■問い合わせ先 弘前税務署個人課税第一部（担当）

☎ 32-0331 ※自動音声「2」を選択し担当まで

農地 流動化情報 (新規)



申出区分	略図	農地の所在	現況地目	利用状況	面積	希望賃借料
貸したい	405	小沢字山崎	畠	更地	124.98a	交渉次第
	406				78.13a	

■取扱窓口及び問い合わせ先

①農業委員会農地係（市役所新館4階）☎ 40-7104

②農業委員会岩木分室（岩木庁舎1階）☎ 82-3111 内線611

③農業委員会相馬分室（相馬庁舎1階）☎ 84-2111 内線805

近年続く異常気象に備えて【りんご共済】27年産予約加入申込み受付中!

加入プラン	総合短縮方式	被害限定補償(特定危険方式)
補償期間	4月発芽期から11月収穫期までの災害に対応(冬期間の災害を除く)	
対象となる災害	自然災害(水害含む)、鳥獣害など	風害、ひょう害、凍霜害
対象となる被害割合	畑ならし計算型(すべての畑での減収量で計算)は3割以上、畑ごと計算型(畑ごとの減収量で計算)は4割以上の被害から共済金が支払われます。	畑ならし計算型は2割以上、畑ごと計算型は3割以上の被害から共済金が支払われます。
農家負担額 (ふじの場合)	1箱およそ88円 ※申込みは箱数単位。負担額は品種・加入方式等によって異なります。	1箱およそ43~70円
補償額 (ふじの場合)	最高でおよそ1箱2,210円 ※品種によって異なります。	最高でおよそ1箱2,520円
申込締切		平成27年3月25日(水)

○弘前市による農家負担額(賦課金を除く)の一部(総合は30%、特定3点方式は20%、その他は10%)の助成を予定しています。

○国が掛金の半分をあらかじめ負担!○防風ネット・防霜ファンがあればさらに割引!

★加入を検討している方や内容を詳しく知りたい方は、下記までお問い合わせください。

■問い合わせ先 ひろさき広域農業共済組合果樹課 ☎ 28-5700

爆音機の使用に気をつけましょう!

鳥獣による農作物被害を防ぐため爆音機を使用する場合、周辺住民の生活に支障をきたすことがありますので、使用の際は次のことについてください。

- | | |
|-------------|----------------|
| ①使用期間は必要最小限 | ②夜間や早朝は使用しないこと |
| ③間隔をあけて設定する | ④住宅付近では使用しないこと |

■問い合わせ先 農業政策課農産係(市役所新館4階)

☎ 40-7102

農地売買等事業で農地を集積&集約し、生産性向上! ~多くの農家が利用~

公益社団法人あおもり農林業支援センターでは、農地の「貸借」を仲介する農地中間管理事業のほか、これまでの農地保有合理化事業と同様、農地の「売買」を仲立ちする事業も実施しています。

この「売買」事業は、経営規模を縮小・経営転換する農家から支援センターが農地を買い入れ、規模拡大や分散農地の集約で生産性を向上させたい農家に売り渡す事業で、買い入れ後すぐに売り渡す「即売タイプ」と、3年間または5年間の一時貸付後に売り渡す「一時貸付タイプ」があります。

どちらのタイプもこれまで多くの農家に利用され、その良さを実感していただいている。

契約書類の作成はすべて支援センターが行い、手数料が少しかかりますが(基本1%、一時貸付は1.5%)、税制面のメリットがある(譲渡所得税、登録免許税、不動産取得税)ほか、一時貸付では支払った貸付料の大部分(3年間では9割、5年間では8割)が農地価格から割り引かれますので、農地の売買の際は、ぜひ支援センターをご活用ください。

詳しくは、支援センターまたは農業委員会へご相談ください。

■問い合わせ先 公益社団法人あおもり農林業支援センター

☎ 017-773-3131

農業委員会農地係(市役所新館4階)

☎ 40-7104

出稼ぎする皆さんへ



①出稼労働者手帳の交付を受けましょう

「出稼労働者手帳」は、出稼労働者としての身分証明書となるものです。出発前には、必ず手帳の交付を受けましょう。

◆申請窓口 市役所本庁舎市民課、

岩木・相馬各総合支所の民生課、各出張所

②健康診断を受けましょう

自分の健康状態をチェックしてから出発しましょう。

◆受診料 3,800円(受診料7,004円のうち、市が3,204円を負担しています。)

◆検査項目 既往歴及び業務歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、身長・体重・視力・聴力の検査、胸部X線検査、血圧測定、血液一般検査、肝機能検査、血中脂質検査、代謝系検査、尿検査、心電図検査

※受診の際には「出稼労働者手帳」をお持ちください。

また、検査結果が分かるまでに数日かかるものもあります。余裕を持って受診しましょう。

なお、診断の結果、治療が必要とされたときの費用は自己負担になります。

■問い合わせ先 商工政策課就労支援係(市役所新館6階)

☎ 35-1135